

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、配偶者等からの暴力等被害（以下「DV被害」という。）の解決を図るため、DV被害に起因する婚姻関係の解消に必要な、協議・調停・訴訟等手続（以下「裁判等」という。）において、被害者が負担する弁護士費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づいて交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、DV被害を受けている者であって、山梨県内に在住し、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条の規定に基づき山梨県内に設置された配偶者暴力相談支援センター（山梨県子育て支援局 女性相談所又は山梨県男女共同参画推進センター ぴゅあ総合）で面談を行った実績を有する者
- (2) DV被害について、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）又は山梨県の実施する無料法律相談を利用した者
- (3) 別表に示す所得要件等を満たす者
- (4) 裁判等を行うため、現に弁護士費用の着手金の支払いを行った者又は法テラスの代理援助を利用した者（ただし、法テラスの代理援助を利用した者については、立替金の償還が猶予されている者を除く）

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める裁判等に際して補助対象者が負担する費用のうち、補助金の交付申請を行う会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）内（ただし、本要綱の施行日より前の期間を除く。）に支払を行った（法テラスの代理援助の場合は、立替決定が行われた（立替金の償還の猶予を受けていた者については猶予が終了した））弁護士費用の着手金とし、補助額及び上限額は同各号に定めるとおりとして、予算の範囲内で交付する。

- (1) 協議離婚手続 補助額：着手金額の2分の1
上限額：11万円
- (2) 調停離婚手続 補助額：調停離婚に移行する際に生じた着手金額の2分の1
上限額：協議離婚に係る補助金交付額と合わせて16.5万円
- (3) 訴訟離婚手続 補助額：訴訟離婚に移行する際に生じた着手金額の2分の1
上限額：協議離婚及び調停離婚に係る補助金交付額と合わせて22万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、補助対象経費の支払を行った日（法テラスの代理援助の場合は、立替決定（立替金の償還の猶予を受けていた者については猶予の終了）日）が属する会計年度とし、知事が指定する日までに行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合はその直前の開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、知事がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、前条第1項による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付を決定したときは交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対してすみやかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定後、申請者の指定する口座に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、その全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、前項の規定により補助金交付の全部又は一部を取り消した場合は、申請者に対しその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の交付に関する調査)

第8条 知事は、補助金の交付について必要と認めたときは、申請者に対し報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(書類の保管)

第9条 すべての補助事業が終了した場合は、終了年度の翌年度から起算して5年間は証拠書類等を保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する

別 表

人数	手取月収額の基準（※1） （参考：手取月収額の基準×12 ヶ月）	家賃又は住宅ローンを 負担している場合に 加算できる限度額（※2）	資産合計額（※3）
1人（本人含む）	182千円以下（参考：所得218万円）	+41千円	180万円以下
2人	251千円以下（参考：所得301万円）	+53千円	250万円以下
3人	272千円以下（参考：所得326万円）	+66千円	270万円以下
4人	299千円以下（参考：所得359万円）	+71千円	300万円以下

※1：申請者と同居している家族の収入は、家計の貢献の範囲で収入に合算する

※2：申請者が家賃又は住宅ローンを負担している場合、上記表の額を限度として月次の負担額を基準額に加算することができる

※3：資産合計額・・・現金、預貯金、不動産（自宅を除く）、有価証券等の合計

山梨県知事 殿

(申請者) ㊦
住所
氏名
電話

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付申請書

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 従前に交付を受けた補助金の額等

(1) 従前に受けた交付決定-1

- ① 交付決定通知日 : 年 月 日
- ② 交付決定通知番号 : 第 号
- ③ 交付決定額 : _____ 円

(1-1) 従前に受けた交付決定-2 (補助金の交付が3回目である場合は記入)

- ① 交付決定通知日 : 年 月 日
- ② 交付決定通知番号 : 第 号
- ③ 交付決定額 : _____ 円

(2) 補助金の交付を受けようとする理由 (該当箇所に○をつけてください)

- ア. 協議離婚のを開始したため
- イ. 協議離婚から調停離婚へ移行したため
- ウ. 調停離婚から訴訟離婚へ移行したため

2 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

3 添付書類

- (1) 山梨県内の市町村が発行する住民票の写し等、申請者が山梨県内に在住することを証する書類
- (2) 山梨県内の配偶者暴力相談支援センターで相談を行ったことを証する書類

(3) ・法テラスを利用した場合 □

⇒ 法テラスの代理援助を利用したことを確認することができる書類等、法テラスを利用したことを証する書類

・県の実施する無料法律相談を利用した場合 □

⇒ 書類不要

(4) 要綱第2条第3号別表に規定する要件を満たすことを確認することができる書類

・課税証明書（直近のもの）

[以下は該当がある場合]

・給与明細（直近2ヶ月）

・確定申告書の写し（收受印のあるもの・e-taxの場合は受信通知を添付）

・年金証書（通知書）の写し（基礎年金番号の記載がないもの）

・その他これに準ずる書類

※（3）で法テラスの代理援助を利用したことを確認することができる書類を提出した場合は、（4）の書類は提出不要

(5) 裁判等に関する弁護士費用の着手金に係る領収書の写し

※（3）で法テラスの代理援助を利用したことを確認することができる書類を提出した場合は、（5）の書類は提出不要

4 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限る

金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義（カタカナ）	

5 資産合計額に関する申出欄 ※要綱第2条第3号別表に係る確認の一部に代える

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金の交付を申請するにあたり、私の資産（現金、預貯金、不動産（自宅を除く）、有価証券等）合計額が、要綱第2条第3号別表で定める資産合計額基準以内であることを申し出ます。

なお、この申出が虚偽等であることが確認された場合には、要綱第7条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消されることについて承知しています

申請者署名 _____

(申請者) 殿

山梨県知事

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で申請のあったDV被害者支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項及び第13条の規定により、次のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので、DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 補助金交付決定兼確定額 _____円

2 注意事項

- (1) 補助金の交付後にあつて交付申請書の内容に疑義が生じた場合は要綱第8条の規定に基づき申請者に対して交付に関する調査を行うことがあります。
- (2) 申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたことが判明した場合は、要綱第7条各項の規定に基づき、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、返還を命ずることがあります。

(申請者) 殿

山梨県知事

DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったDV被害者支援事業費補助金については、不交付とすることに決定したので、DV被害者法的サービス費用支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

不交付の理由